

1 0 年 保 存
平成39年3月31日満了

FN o. -01010801

崎 広 (情) 第 2 3 号

平成29年3月10日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察における訓令及び施策を示す通達の公表について（通達）

見出しの件については、「長崎県警察における訓令及び施策を示す通達の公表について（通達）」（平成19年6月15日付け崎務（文）第38号。以下「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、この度所要の見直しを図り、下記のとおり平成29年3月13日から実施することとしたので、誤りのないようされたい。

なお、旧通達は同年3月12日限りで廃止する。

記

1 目的

長崎県警察本部訓令及び長崎県警察の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）を公表することにより、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民の協力の下、警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表基準

(1) 公表対象

ア 長崎県警察本部訓令

イ 長崎県警察の施策を示す通達

長崎県警察の施策を示す通達とは、長崎県警察が発出する通達のうち、長崎県警察の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他県民生活に影響を及ぼさないものを除いたものをいう。

「長崎県警察の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、次のようなものが挙げられる。

(ア) 長崎県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する通達

- ・ 長崎県警察職員の勤務時間等に関するもの
- ・ 長崎県警察職員の給与支給の手續に関するもの
- ・ 長崎県警察における予算執行の手續に関するもの

(イ) 犯罪手口、統計等の分類方法等専ら技術的・補足的事項を定める通達

- ・ 電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記入要領等）
- ・ 犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

(ウ) その他県民生活に影響を及ぼさない通達

業務に関する報告様式等報告要領を定めるもの

(2) 公表範囲

ア 全文を公表するもの

訓令等のうち、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表する。

イ 概要等を公表するもの

訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等に含まれる不開示情報が僅少な場合は、この通達の目的に照らし、情報公開を推進する観点から概要ではなく当該不開示情報に係る部分を省略した全文を公表するよう努めるものとする。

ウ 公表しないもの

訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合又は不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、当該訓令等の名称及び概要についても公表しないものとする。

エ 施策を示す通達以外の積極的な公表

長崎県警察の施策を示す通達に当たらない通達についても、県民の関心が高い事項を内容とするものについては、本通達の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

オ 情報公開室との協議

アからウまでの不開示情報該当性の判断は、訓令等を所管する警察本部の主管課が行うものとし、疑義が生じた場合は、警務部広報相談課情報公開室（以下「情報公開室」という。）と協議するものとする。

3 公表の時期及び期間

(1) 公表の時期

公表の対象となる訓令等については、原則として当該訓令等の施行後速や

かに公表するものとする。

(2) 公表の期間

訓令等の公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

4 公表の方法

公表すべき訓令等を所管する所属長は、事前に情報公開室の確認を受けた上で別に定める要領により当該訓令等を長崎県警察インターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）に登載して公表するものとする。

また、当該訓令等の写しを情報公開室に回付し、閲覧用の行政資料として情報公開センターへの備付けを依頼するものとする。

5 留意事項

(1) 各所属長は、警察行政の透明性を確保するため、

- ・ 長崎県条例、長崎県公安委員会規則等の各種規程
- ・ 各種広報誌、統計資料その他県民の関心の高い情報

についても、従来 of 公表・提供の方法と併せ、ホームページ登載及び情報公開センターへの備付けを検討の上、積極的な公表・提供に努めるものとする。

(2) (1) の公表・提供に当たっては、警察業務への支障が生じないように配慮するとともに、他機関（団体）及び個人の権利利益を侵害することのないよう努めるものとする。